

「共同体異分子の処遇に関する法律」案

— 法制史的考察 (II) —

畔 上 泰 治

VI. 内務省修正案

6.0 はじめに：前稿¹において見たように、「共同体異分子の処遇に関する法律」をめぐる議論における法務省の姿勢は、内務省案に対抗して作成した独自案や内務省案に対して示された見解の中において大きな変化を示していた。即ち、法務省側がそれまで固執し続けていた「非社会的人間」や「強制保護収容」という術語は、内務省への「譲歩」の中で実質的に「共同体異分子」や「拘禁のための収容」に吸収された。また法務省が「共同体異分子」を認定する権限や収容所における彼らの管理に対する権限をも内務省に委ねることを承認したことから、「共同体異分子」の処遇に関する法律制定は内務省主導の案件へと変化していた。それにもかかわらず内務省と法務省との間の意見の対立がその後も続いた原因は、この問題に関わる権限を少しでも手元に残す、ないしは少しでも多く手中に収めようとする法務省と内務省との間に展開された強い対抗意識にあった。前稿を受け、本稿においてはまず、第一次内務省案に対する修正案から考察を始め、「共同体異分子法」案をめぐるその後の議論の経過を見ていくことにする。

6.1 説明懇談会：内務省側は 1940 年末までに示された関連部局の見解をもとに、第一次内務省案に対する修正原案を作成していた。そして 1941 年 1 月 10 日には国家刑事警察局長はこの原案に対する説明を行なうための懇談会を設けた。² そこに出席したのは、この法案の担当者である国家刑事警察局長上級参事

¹ 『「共同体異分子の処遇に関する法律」案—法制史的考察(I)—』(筑波大学『言語文化論集』第 62 号、2003 年、1-41 頁)。

² その間に 1940 年 10 月 7 日には国家保安本部局長ラインハルト・ハイドリヒは内務省案が示されたことを契機に、「拘禁」措置を実施した場合に生じる費用を把握することを目的として、その対象となる者の数を 10 月 15 日までに報告するよう刑事警察(中央)署に申し命令していた。即ち、自らの生活を正当な生業により営んでいることを証明できない者、労働能力がありながら

官ヴェルナーをはじめ、内務省参事官ルパート、内務省課長ムテージウス(Dr. Hans Muthesius)、国家保安本局参事官ナイファイント(Dr. Kurt Neifeind)、法務省参事官リーチュであった。リーチュが残したこの懇談会のメモ³に拠れば、ヴェルナーはその席でまず財政上の問題に関する説明を行ない、内務省市長村課と財務省との間の協議の結果この問題が解決済みであることを伝え、修正原案を提示していた。⁴ 即ち、そこで提示された修正原案第6条は第1項において、先の第一次案に規定されていた収容費用に関する保護連盟と国家の負担割合に関する個所が修正され、収容費用は全額保護連盟が負担すると変更されていた。また収容にともなう施設の新設・拡充費用に対する補助に関する規定を定めた第6条3項では、第一次案では全般にわたり補助がなされることになっていた費用が、修正案では新築に関しては初回のみが補助の対象となるとの修正が加えられた。⁵ こうしてこの修正案は国家の財政的負担の削減を求めた財務省の要求を大幅に取り入れたものとなっていた。この修正案に関して財政問題はすでに決着済みであると述べたヴェルナーの発言はこれを指していたのである。

その結果、残されていた大きな問題は法務省との調整だけとなっていた。この説明懇談会においてヴェルナーは、警察側は原則として1940年7月29日の書簡において法務省側が求めている「すべての」要望⁶を満たすつもりであるとの姿勢を示し、提示された修正案もまた法務省側の要請をすべて満たしていると述べていた。前稿において触れたとおり、この法案の議論における最大の争点のひとつは、この法律が収容対象として把握しようとしている人的範囲の限定、即ち「共同体異分子」の定義の問題であった。具体的にはそれは法案第2条に関わるものであったが、この懇談会の席においてヴェルナーは今回の修正により「非社会的人間」⁷の範囲が明確に限定されたと説明していた。即

第三者による援助に頼った生活を営み、それにより民族共同体の一員としての義務を果していない者、行刑機関からの出所者や警察の改善・労働収容所の退所者でその後秩序ある生活を営もうとする意思を示していない者の人数を報告するよう求めていた。(Ayaß (1998), 259 頁)

³ BArch. fol.57-58 参照。

⁴ 本稿巻末資料4参照。

⁵ 前稿資料3(38頁)及び本稿資料4参照。

⁶ 内容に関しては、前稿5.2参照。

⁷ この表現はリーチュがメモの中で用いたものであり、ヴェルナー自身が実際に用いたものかは不明である。

ち、この修正原案は、それまで「この法律における共同体異分子とは取り分け（以下の者を指す）1. …」となっていた第2条を「この法律における共同体異分子とは（以下の者を指す）1. …」と修正し、「取り分け」（insbesondere）という表現を削除していた。それにより条文に挙げられた以外の事例を共同体異分子として認定することを明確に排除し、この法律により処遇される人間の範囲が不必要に拡大されることに対する懸念の払拭が試みられていた。こうしてこの修正により「共同体異分子」は、一方においては第2条に掲げられた六つの項目の該当者に「限定」されることになったが、しかし他方においてそれぞれの項への該当判断基準は不明確なままに残されていた。

リーチュはこの修正原案に対して、それがすでに法務省が提出した要望、即ちオーストリアで施行されている「浮浪者対策法」との調整や労働忌避者の定義の明確化、刑務所や労働・教育収容所を退所した者に対する適切な措置に関する要求を満たしたものとなっているとの見解を述べていた。⁸ しかしその一方で、「自らの生活態度により他の民族同胞を道徳面で危険にさらす者」をも共同体異分子と見なすと規定する第3項に対しては重大な懸念を表明していた。即ち、そこに規定されている者に対する処遇はローマ法以来決して司法権を離れて刑事警察の手中に置くことはできないとされている、司法当局固有の権限であること、また同時にこの条文があまりにも一般的で漠然とした規定であると強い批判を行っていた。こうして一度は「共同体異分子」に対する処遇の権限を警察に委ねることに同意した司法当局ではあったが、既得権限をめぐり内務省・警察当局に対して最後の防衛戦を繰り広げていた。リーチュのこの発言を受けて懇談会は第3項の問題に関して長時間に亘る議論を行なった。そして最終的には更に厳密に人的範囲を限定するために条文の表現を修正することになった。即ち、この項を二つに分け、一方において飲酒癖者と麻薬依存者を、そして項を改めて傾向犯と衝動犯を挙げ、対象となる人的範囲を明確化することにした。⁹

⁸ 前稿 5.2 参照。40 年 7 月の見解の中で法務省が求めていた、扶養義務違反者（第2条4項）削除の要請に対しては、この修正原案はそれを受け入れ、処遇対象から削除していた。（本稿巻末資料4参照）しかしそれに対してルパートはこの懇談会において、保護義務令第20条を補足するためにもこの法律では扶養義務を著しく怠る者をも共同体異分子とみなして処遇すべきであると主張していた。（BArch, fol. 57 参照）

⁹ ヴェルナーは後者、即ち傾向犯や衝動犯に該当する者として、刑期を終えた後も生活環境を変えず、将来再び売春周旋人の生活に戻る虞のある者や、通学途中の児童を追いまわす変質者などを想定していた。

リーチュはまた懇談会において第2条6項に関し、少年に対する不定期刑導入の意義を説いていた。その根拠として彼が挙げたのは職業教育をめぐる当時の状況であった。即ち、当時少年は通常4年という教育期間を経て仕事を習い終え、職人としての検定試験(Gesellenprüfung)を済ませていた。リーチュは、被收容者が職業教育をはじめ、他の再教育の達成度と関わりなく退所できる現行の制度こそ当該者に対するその後の社会生活を著しく困難なものとしているとの認識から不定期刑の導入を求めていた。即ち、刑期を弾力的に運用し当該者の再教育を実質的に実りあるものにしようとしていた。この要求に対して警察側の代表者たちは尽力する旨を伝えたが、¹⁰しかし同時にひとつの条件を持ち出していた。即ちそれは、更正しないままに刑を終えた少年や、あるいは刑期終了前の時期においても刑を執行する官吏により「手もつけられない、どうしようもない」(Hopfen und Malz verloren sein)人間であると判断された少年は、司法当局から警察の手へと引き渡されることを条文に盛り込む、というものであった。これに対してリーチュは、すでに前年の7月29日の書簡においてそれに対しては賛成である旨を述べていると答えていた。即ち、司法当局は少年をも含め共同体異分子に対する最終的な処遇権を実質的に警察に移譲することをここで再び宣言していた。こうした事実からは被收容者の処遇に対して「教育的」な配慮を要求したリーチュの姿勢の中にも、ヴァイマル共和国末期に取り分け強くなっていた、保護・矯正教育に対する限界感が根強く残されていたことが分る。リーチュの発言は司法当局自らが再教育の限界を認め、再教育を途中で放棄するというものであった。即ちそれは、共同体異分子を前にした行刑機関の無力感と敗北感を吐露したものであった。

懇談会における議論はその後、共同体異分子に対する警察の処遇内容を定めた修正原案第3条に向けられた。その中でヴェルナーは、今後はこの法律が「非政治的理由による強制收容所への收容」の拠り所となると同時に、それは刑事警察による監視の根拠となるべきもので、それにより「警察による予防拘禁に関する回覧布告」という、それまで未公開のままに施行されていた布告が廃止されると説明していた。即ち、この新たな法律により1937年に内務大臣フリ

¹⁰ 少年に対する不定期刑の問題に関しては、1月10日深夜にヴェルナーとリーチュは電話でも話し合っていた。即ち、国家刑事警察局長ネーベは法律にそれを盛り込むことに何ら懸念を持たず、またネーベはハイドリヒへの報告の際にこの法案に賛成するよう口添えを行なう用意があることをヴェルナーはリーチュに伝えていた。(BArch. fol. 58Rs.参照)

ックが発した布告や 1938 年のヒムラー、ハイドリヒらの布告¹¹ が廃止されることを意味していた。修正原案第 3 条 1 項は共同体異分子に対する以下の処遇を警察に認めていた：

- a) 彼らを監視すること
- b) 監視では不十分な場合には、彼らを保護連盟に委ねること
- c) それでは不十分な場合には、彼らを直接労働収容所あるいは教育収容所に収容すること

第 3 条で問題となったのは、共同体異分子の処遇における司法と警察の権限領域と優先権であった。ヴェルナーとナイファイントは第 3 条 2 及び 3 項を挙げ、この規定により警察に対する司法の優先的な権限が確保されていると説明し、法務省の要求に対する配慮の姿勢を示していた。即ち、刑事裁判に関わる権限は第 1 項により妨げられないこと（第 3 条 2 項）、また刑事裁判において完全無罪あるいは証拠不十分のために無罪となった者に対しては、同一の事案に関して第 1 項を適用することができない（第 3 条 3 項）、という規定により司法権に対する警察の介入が阻止されていると説明していた。また警察側はそれに加えこの席で、管轄の刑事警察署は、国家刑事警察局に送られたものと同じ書類を、即ち履歴書、すべての素行報告書、血筋・系図などに関する生物学的資料、総合的な評価に関する報告書の写し等を検察に対しても送付することに同意し、司法当局に対する配慮を示していた。また更にそれに加えて修正原案は第 7 条においても、この法律の遂行・補足に関する規定を設ける際には、内務大臣は「所管の大臣との相互合意の下に」行なうとの一文を追加し、他省庁に対する配慮も示していた。

この懇談会では、内務省案の中でも最も批判が大きかった断種措置規定を盛り込んだ第 5 条に関する議論も行なわれたが、しかし詳しい記録は残されていない。結局この問題に関しては、すでに第 5 条に対して示された法務省第 IV 課の見解をもとに、関連する部局を招いた大規模な懇談会を設け新たな案を作成することになった。

6.2 修正案

6.2.1 ヴェルナーの補足説明：以上のように、ヴェルナーは 1 月 10 日に行なわれた懇談会において法務省や財務省から提出された要望や批判を取り入れ、他

¹¹ 前稿、第 II 章参照。

の省庁にも配慮した修正原案を示していた。その結果、残された課題は実質的には断種措置に関する規定と少年に対する不定期刑の扱いとなっていた。ヴェルナーは懇談会での議論を踏まえ、この修正原案に対して修正を加え、リーチュの手元にはすでに1月30日にはこの「最新の草案」を届けていた。¹² ヴェルナーはこの草案に添えた文書の中で、ハイドリヒを招いた警察主催の懇談会が開催されることを伝え、同時に取り分け共同体異分子該当者を定めた第2条に関して以下の説明を行っていた：

一第2条6（刑事裁判を通し、裁判所によりその処遇が警察の手に委ねられた者を共同体異分子とみなすこと）：この規定はただ将来に対する準備として盛り込まれているだけのものであり、当面は意味を持たない。なぜならば、刑事裁判を通じて被告人が警察当局の手に引き渡され処遇されることは現行刑法には盛り込まれていないからである。しかし、警察は保安拘禁と労役所に関する措置に関して将来法律が改正された場合を想定し、この規定を残しておく。¹³

一第2条9（定期あるいは不定期刑に処せられた少年の中で、行刑当局から民族共同体への編入が期待できないとの確信を持たれた少年を共同体異分子とみなすこと）：警察は第2条1項から8項までの規定により少年を処遇する意志はない。少年に対しては第9項と10項（保護教育を命じることや保護教育が維持できない未成年者を共同体異分子とみなすこと）が適用される。また刑事裁判権、保護教育制度およびこの「共同体異分子法」の関係は執行命令の中で触れる。¹⁴ しかし、この第9項は8項との調整が必要である。

一 執行命令第2条1：証拠により完全に証明されて無罪が言い渡された者に対しても監視措置が適用されるのか否かに関し明確にする必要がある。¹⁵

6.2.2 修正内容

6.2.2.1 法律本編に関して：ヴェルナーが示したこの新たな修正案は、前案に

¹² BArch. fol. 84-89 参照。

¹³ ヴェルナーの説明は、警察はこの規定により当該者が保安拘禁あるいは労役所に収容されることに代わり、警察当局に引き渡されることを見込んでいたこと、換言すれば、この規定により労役所と保安拘禁の執行が警察の手に引き渡されることへの期待を意味していた。

¹⁴ これに対してリーチュもまた、法案本編の中に刑事裁判権と保護教育を規定するような宣言的な規定を盛り込むことをせず、詳細は関連大臣の相互合意による規則により規定すべきであるとの見解を示していた。

¹⁵ 以上はBArch. fol.83 参照。

対して以下の修正を加えたものであった：

一 第2条：先の懇談会においてルパートが求めていた、扶養義務を果すことを頑なに拒む者をも共同体異分子として処遇すべきであるという要求を受け、第3項において再びそれを条文に復活させていた。また懇談会での話し合いの結果を受けて、第4項は飲酒癖者と麻薬依存者を、そして第5項において傾向犯と衝動犯を共同体異分子として挙げていた。更に第7項には警察が管理する「少年保護収容所」の退所者が追加され、結果的には未成年者に対する共同体異分子認定の範囲が拡大された。また同時に未成年者に関する規定を定めた第10項（旧案第2条6項）は大幅に簡略化され、保護教育が命じられない、あるいは維持できないという事実だけを以って共同体異分子と認定することが可能となった。

一 第3条：旧案第3条2,3項を削除し、第1項のみを残した。ここで削除された規定は、執行命令第2条（1）に入れられた。即ち、司法当局の権限を保証した条文は法律本体から執行命令へと移され、その存在を軽くしていたのである。

一 第4条：旧案とほぼ同一内容ではあるが、注目すべき修正は、第1項において旧案が「(…を相当な施設に) 拘禁する」(zu verwahren)となっていた表現を、「収容する」(unterzubringen)とした点である。これは「保護連盟」が行なう収容を「拘禁」と表現することに対する法務省の違和感を配慮し、変更したものであったが、「拘禁」も「収容」も修正案作成者にとっては表現上の差異であり、実質的には同一の行為を指していた。

一 第5条：断種措置規定に関するこの規定には大幅な修正が加えられていた。即ち、旧案は「事実関係を調査した結果、民族共同体にとって望ましからざる子孫が生まれてくるであろうと想定される共同体異分子に対しては断種措置を講じることができる」となっていたが、修正案は「民族共同体にとって望ましからざる子孫が予期される共同体異分子に対しては断種措置を講じることができる」となっていた。即ち、修正案ではまず、「望ましからざる子孫が生まれてくる」と推測させる根拠を述べた部分が削除され、そのために恣意的な断種措置の可能性が広げられていた。その結果、個別的に「調査した」事実に基づかなくとも一般的状況から「望ましからざる子孫が生まれてくる」と予期されるだけで断種措置を講じることが可能となったのである。

一 第7条：修正案は旧案第7条を第2項として取り入れ、第1,3項を新たに設けていた。即ち、第1項は「共同体異分子法」と刑事裁判、保護教育の管

轄対象領域の区分を内務大臣が中心となり法務大臣と協議すること、また同様に第3項はオストマルクにおいてこの法律を適用する際に生じる問題は内務大臣が中心となり法務大臣の同意のもとに必要な執行規則を制定すると規定していた。即ち、この修正案はこの法律により管轄権限上、ないしは適用上の問題が生じた場合、内務大臣が主導しその解決に当たるという、他の機関、取り分け法務省に対する内務省の優位を明文化したものであった。

6.2.2.2 執行命令に関して：執行命令に関して行なわれた修正の中で注目しておかなければならないのは以下の点である：

一 第2条：修正案では、刑事裁判において証拠不十分のために無罪となった者だけではなく、明確に無罪と証明された者に対しても監視措置を実施することが可能であった。（第1項）また、原則として全国少年福祉法に基づく保護教育が「共同体異分子法」による措置に優先することが明文化された。（第2項）警察は保護教育措置がとられた者の子孫を監視することができ、また第2条9および10により少年あるいは未成年者として共同体異分子と見なされた者に対しては、彼らがすでに少年あるいは未成年者でない場合においても法案第3条に基づく措置を行なうことができた。（第3項）

一 第3条：この規定は旧案第2条1を修正したものであるが、ここには重大な変更が加えられていた。即ちここでは、法案第5条に基づく断種措置の実施に関する決定は「遺伝的疾患を持つ子孫を予防するための法律」（1933年7月14日）に従い「優生裁判所」（Erbgesundheitsgerichte）が行なうと規定されていた。これは法務省側の要求を受け入れた修正であった。優生裁判所の口頭審理に国家刑事警察代表者の出席が義務付けられたことは、共同体異分子認定権者の責任の明確化を求めたリーチュの要請に答えたものであった。しかし他方において断種措置実施の申請権者が保護連盟施設の長、警察が管理する労働・教育収容所の長、および国家刑事警察局長（法案第3条）であったことは、この措置が警察主導のものであることを明確に物語っていた。また第3条2号は、共同体異分子への該当性を決定する機関が国家刑事警察局長であることを明確に規定し、長年法務省が固執していた共同体異分子の該当決定権限に関する議論はここで明確に警察側の勝利として明文化されることになった。

6.2.3 内務省・法務省の見解：この新たな修正案に対して内務省はルパート署名の2月11日の書簡の中で、法律適用該当者や収容・断種手術費用負担者の

明確化、また法律適用地域の明確化などを目的とした更なる字句の挿入や修正などを求めていたが、¹⁶ 同時にヴェルナーのこの新たな修正案に対して賛意を示していた。¹⁷

一方法務省は41年2月22日にキューマールラインとリーチュが内務省に赴き、ヴェルナーに対して直接見解を伝えていた。その際に法務省側は共同体異分子該当者を規定した第2条および彼らの処遇を規定した第3条の規定を中心に修正要求を提出していた。その際ヴェルナーは、警察と司法当局の権限の区分を法律の条文の中に盛り込むことを要求した法務省側に対しては、警察は執行命令全般を法務省と共同で作成する用意があると回答するとどめ、「法律」本編においてそれを扱うことを拒否していた。ヴェルナーは更に、監視の条件や警察が管理する労働・教育収容所からの退所条件に関する詳細な規定を法律に盛り込むことを求めた法務省側の要求も拒否している。ヴェルナーがこの要求を拒否する理由として挙げたのは、まず第一にその規定を法律の本編に盛り込むことによりこの法律が「あまりにも司法当局に近いもの」となり、もはや「警察にとって相応しいもの」(polizeimässig)ではなくなるためであると述べ、主

¹⁶ 即ち、以下の修正を求めていた。

I. 法案に関して：

— 第2条10項：冒頭 „Minderjährige“ の前に „Verwahrloste“ を追加

— 第3条第1文：„Die Polizeibehörde überwacht Gemeinschaftsfremde und überweist sie dem Landesfürsorgeverband, in dessen Bezirk sie ihren Sitz hat, zur Unterbringung, wenn Überwachungsmaßnahmen nicht ausreichen.“ (修正)

— 第6条1項：„Die Kosten der Unterbringung trägt der Landesfürsorgeverband, der den ihm gemäss § 3 Satz 1 überwiesenen Gemeinschaftsfremden unterbringt. Streitigkeiten über die Pflicht zur Unterbringung und Tragung der Kosten entscheidet der Reichsminister des Innern. Er kann die Pflicht des Landesfürsorgeverbandes zur Unterbringung und Tragung der Kosten abweichend von diesem Gesetz regeln.“ (修正)

— 第6条2項第2文：„Im Falle der Hilfsbedürftigkeit trägt der Landesfürsorgeverband, der verpflichtet ist, die Kosten der Unterbringung zu tragen, auch die Kosten der Unfruchtbarmachung.“ (修正)

— 第7条1項：„Fürsorgeerziehung“ を „öffentlichen Jugendhilfe“ に修正

— 第7条3項：„Ostmark“ の後に „im Sudetengau, im Gebiete der bisherigen Freien Stadt Danzig und in den eingegliederten Ostgebieten“ を追加

II. 執行命令案に関して：

— 第2条2項：„den nach §3 des Gesetzes zulässigen Massnahmen“ を „einer Unterbringung nach §3 des Gesetzes“ に修正

— 第2条2項 b)：„Fürsorgeerziehungsbehörde“ の後に „oder nach Entscheidung des Vormundschaftsgerichts“ を追加

¹⁷ BArch. fol.63-64 参照。

尊権をめぐる司法当局に対する警察側の対抗意識をあからさまに示していた。¹⁸ 法務省側のこれらの要求に対してヴェルナーは、「法律は可能な限り簡潔にまとめるように」というヒトラーの言葉を引用し、法律本編に条文としてそれらの詳細な規定を盛り込むことを控え、それに代わり執行命令において扱うという基本姿勢を示していた。¹⁹

この会談の中で示された最も注目すべき新たな見解は、ヴェルナーはこの法律の施行が幾つかの点において警察に対しては不利益をもたらす (*eine Verschlechterung für die Polizei*) と認識していたということである。即ちそれは、これまで行政規則に基いてフリーハンドであった警察の行動がこの法律の施行により束縛されることになるという認識であった。ヴェルナーは、警察はそれでもなお敢えて「非社会的人間」を保護施設に収容するための法的基盤の必要性を唱えてはいるが、しかし、もしこの法律が警察に対する制限をあまりにも多く盛り込むのであれば、広範囲にわたりフリーハンドであったこれまでの法的状況を維持しておくことも考えられうると述べ、法務省側の要求に対する威嚇ともいえる発言を行なっていた。²⁰

ヴェルナーがキューマラインに対して行なった説明に拠れば、収容命令のもとになる逮捕命令は当該人物に対する聴取を担当した専門官の署名により下され、その後この命令は国家刑事警察局の承認を得ることになっていた。しかし、その手続きは当該者に対しては開示されず、当該者に対してはただ、強制収容所または保護教育施設への移送、あるいは釈放という決定結果が伝えられるだけであった。即ち、法務省の要求にもかかわらず当初警察は共同体異分子の処遇を当該者に対し未公開のままに処理することに固執していたのである。ヴェルナーの上記の発言は共同体異分子の嫌疑で逮捕・収容された者に対する適正な法的手続きの確保を強く求めた法務省側の要求に対してなされたものであった。

¹⁸ 法務省側のその他の要求に対するヴェルナーの回答は以下のとおりである。第2条6：削除すべきである／第2条5：再検討が必要／第2条9：従来の案を残して第8号にまとめ、簡素化する／第2条10：表現に関してムテージウスとの協議が必要／第3条を三つに分割し明確化する。(BArch. fol. 79 参照)

¹⁹ ヴェルナーは執行命令案第2条の中に、遺伝的な疾患を持つ者の性交の制限に関する条文を追加し、第2条(3)には法律に違反しながらも精神疾患などの理由により刑罰が適用できない人間をも対象者として含むべきであると説明していた。

²⁰ 1941年2月22日付け、リーチュのメモ。(BArch. fol. 79-80 参照)

2月25日には、第2条に新たな項を設けそこに組み入れられることになった、未成年者を対象とした共同体異分子の認定規準に関する旧案第2条10をめぐり協議が行なわれた。ダープリングハウスに代わりその協議に出席したキュマーラインは、満20歳までの少年の再教育に関して権限を持つ後見裁判所が共同体異分子の認定手続きに関与しないという事態を指摘し、それが現行制度を無視したものであると批判していた。これに対してムテージウスもまた共同体異分子の認定手続きに教育当局の代表者を含めることの必要性を認め、この問題に関しては法務省側の要求に沿った修正が加えられることになった。この問題に関する協議の経過からは、法務省がいかに既得権に固執していたかが見えてくる。即ちキュマーラインのこの要求は、表面上は未成年者の再教育における経験を前面に押し出して司法当局の関与の必要性を主張したものであったが、しかしキュマーラインは同時にその場において、後見裁判所裁判官の関与という形式的な事実の存在の重要性を指摘したにとどまり、認定手続きにおける裁判官の地位に関しては重要視していなかった。即ち、キュマーラインは裁判官自身がその認定を行なうのか、あるいはただすでに下された認定に対して同意を与えるだけにとどまるのかに関しては「決定的な問題ではない」と述べていたのである。²¹ こうした姿勢は法務省の要求の本質が認定後に施設に收容される未成年者本人の将来への配慮からなされたものではなく、共同体異分子の処遇をめぐる問題における司法当局の地位の確保にあったことを証明していた。²²

この協議の後キュマーラインは電話を通してヴェルナーにその結果を報告している。しかし、認定手続きに裁判官が関与することになったことに対してヴェルナーは、警察が多数の裁判官と交渉する事態は是非とも回避すべきであると主張し、受け入れることのできる解決策としては、保護教育当局がその決定を行なうと定める規定のみであると説明していた。即ち警察側の代表としてヴェルナーは、共同体異分子の認定における後見裁判所裁判官の「同意」の必要

²¹ BArch. fol. 82 参照。

²² ムテージウスはこの協議の席で、再教育が不可能であるか否かに関する決定は「教育当局」が行なうように配慮すると説明し、第2条2に修正が加えられることになった。即ち：„(2) Minderjährige sind als Gemeinschaftsfremde nur anzusehen, / 1. wenn die Fürsorgeerziehung nicht angeordnet oder aufrechterhalten werden kann und nach der Überzeugung der Erziehungsbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft nicht zu erwarten ist. 2. …“と修正されることになった。(BArch. fol.82 参照)

性に関しては容認したが、後見裁判所裁判官が「決定」を下すとする規定は受け入れ難いという認識を示していた。²³

VII. 41年2月26日案

7.1 修正内容：こうして内務省は法務省などから寄せられた見解を検討し、1941年2月26日付で新たな修正案を関連機関に送付した。²⁴ この草案は前案に対して以下の修正を加えていた：

- 第2条（共同体異分子該当者に関する条文）：三つの項に分割。未成年者に関する部分を第3項に移し、独立させる。旧第2条5（傾向・衝動犯）に関しては、その範囲を有罪宣告を受けた者に限定。また、旧第2条6を削除し、新たに第2条2項として独立させる。旧第2条9、10を削除し、新たに第2条3項1、2に移す。
- 第3条（共同体異分子に対する処遇措置）：三つの項に分割。
- 第6条（費用負担）：收容に関する義務と費用負担に関する争いの裁決は内務大臣が行なう（第1項）。断種措置の費用は收容費負担者が負う（第2項）。

7.2 懇談会：この新たな草案を受けて3月21日には懇談会が開催され、関連するすべての部局の代表者が出席した。²⁵ 法務省からはリーチュ、ダーブリングハウス、キューマーラインが出席した。ハイドリヒによりこの法案の趣旨が説明された後、出席者からの意見聴取が行なわれ、以下の見解・回答が述べられていた：

- 国防軍最高司令部（OKW）：第2条7に一即ち、刑期終了後も保安・改善收容所に收容されることもなく、また民族共同体への編入が期待できない者を共同体異分子とみなすことに一軍法裁判も視野に入れた規定を盛り込むことを要求。（これに対しては賛同が寄せられた）
- 外務省：外国人に対しては監視措置のみにとどめ、それで不十分な場合には退去処分にする。（従来までの経験に倣い、この要望に対しては賛同が寄せられた）

²³ 同上。

²⁴ 本稿巻末資料5および6参照。

²⁵ 当初この懇談会は3月14日に開催される予定であったが、ハイドリヒの都合により延期され、21日になった。（BArch. fol. 99 参照）

一 労働省：第2条1の2（労働能力がありながらも労働を忌避し、援助を受けて生計を営んでいる者）の事例の判断における労働局の参加を要求。（この要求に対しては賛同が寄せられた。）

一 総統代理：原案に対して原則として賛成。しかし、個々の問題に関しては翌週に大臣ヘスが行なう演説まで態度を保留。

一 財務省：費用負担問題に関して新たな提案を行なう。見解は専門官による懇談会まで保留。²⁶

一 法務省：リーチュはこの懇談会において、

- 1) 執行命令第2条1に盛り込まれている規則を法律本編の条文に盛り込むこと、即ち、刑事裁判と警察の管轄権の明確な線引きを法律の条文により担保すること
- 2) 誤った決定を下すことを避けるために、個々の事例を担当する警察官の責任を明確にすること
- 3) 警察が管理する労働収容所および教育収容所への収容措置に関しては、収容期間、退所手続きに関わる更に詳細な規定を設けること
- 4) 共同体異分子に該当する人的範囲を明確に輪郭付ける必要性の指摘。即ち、法案第2条1の3の修正²⁷
- 5) 共同体異分子の認定における後見裁判所裁判官の関与

を要求していた。これに対してハイドリヒはまず、収容決定を下す警察官の責任を明確にすることに関しては賛意を示したが、法律の簡潔性を重視する観点から、執行命令第2条1を法律本編の中に移すことには難色を示した。また同様に、裁判官の関与など司法当局の権限の確保は法案第7条1により十分保障されているとし、後見裁判所裁判官の関与を求めたリーチュの要求を拒絶した。その一方で、国民が負う義務に違反する者をも共同体異分子として処遇しようとする第2条1項3の問題に関しては新たな修正案を示していた。²⁸ しかし法

²⁶ BArch. fol. 100-107 参照。財務省側の求めた懇談会は1941年3月27日にアルトゥーア・ネーベの執務室で開催された。（Ayaß (1998), 273 頁参照）

²⁷ 即ち、„oder gegen eine sonstige zur Ordnung der Volksgemeinschaft durch ein Gesetz festgelegte Pflicht verstossen“の修正を要求。

²⁸ 即ち、„Gemeinschaftsfremd im Sinne des Gesetzes ist auch, wer ausser den in Abs. 1 genannten Fällen in einer gegen das gesunde Volksempfinden verstossenden Weise hartnäckig gegen die ihm gegenüber der Volksgemeinschaft obliegenden Pflichten verstösst und dadurch befürchten lässt, daß

務省の要求に反するだけでなく、ヒトラーが求めていた法律の条文の簡潔性ともあまりにもかけ離れているこの提案に対し、リーチュは態度を保留した。

ところで、上記のように共同体異分子の認定における適正な手続きを求めたリーチュの要求の根底にも、この共同体異分子処遇法に対する法務省の基本姿勢が存在していた。即ち、そこには次のような認識が存在していた：

この法案は本質において非社会的人間および反社会的人間に対して向けられたものである。即ち、共同体に対する義務を頑なに逃れたり、それどころか共同体に敵対する人間集団に対して向けられたものである。民族共同体という大地からあまりにも遠く離れている者は、とりもなおさず自らその権利を奪っているのであり、仮に略式手続きにより自らに厳しい措置がとられたとしても、それは自らの責任で自らをより権利の少ない人間へと貶めているのである。²⁹

このように法務省自身も、非社会的、あるいは反社会的人間が一般人に比べて権利の上で不利な状況に置かれる事態そのものは容認していた。それにもかかわらず法務省がこれらの人間を共同体異分子として処遇する際にその正当性にこだわること、また共同体異分子と認定する手続きに適正さを求めていたのは、一方においてはその非／反社会性が本人の責めだけに帰すことができない事例も存在し得るためであった。そしてこの法律による処遇の対象を本人自身の責めに帰される場合のみに限定しようとしたためであった。しかし他方において、法務省のこれらの要求は管轄権限に源を発する、警察主導の手続きに対する不満の表れでもあった。こうした観点に立ちリーチュは内務省案を厳しく批判していた：

内務大臣が我々に示したこの法案は、第三帝国が作り上げた幾つかの厳しい法律の中でもおそらく最も厳しいものであろう。この法案はこれまで世界のいかなる国においても法律によっては警察当局に対して与えられてこなかった多くの権限を警察当局に与えている。取り分けそれは長期間にわたる自由の剥奪に対する権限である。このような権限はこれまで~~すべ~~

er bei Fortsetzung seines Verhaltens eine gemeine Gefahr bildet.“ とする修正。

²⁹ BArch. fol. 105.

の文化国家においては立法によって、ただ裁判所の手にもみ委ねられていた権限である。³⁰

このようにリーチュは、内務省案が裁判所による手続きを軽視した警察国家型のものであることを批判していた。しかもその際彼は、すでに 1939 年以降公的な使用が控えられていた「第三帝国」という用語をも用い、警察に対して長期間の自由剥奪権限を与える国家を非「文化国家」(Kulturländer)と表現していた。この「すべての文化国家」という言葉には手書きで削除線が引かれてはいるものの、それは内務省案に示された内容の法律が施行されれば、「第三帝国」はもはや「文化国家」の範疇には属さないものとなるとの認識を示すものであった。³¹ このことはヒトラー政権内部の官僚から出た政権批判の言葉であり、政権内部における対立の存在を示すものでもあった。

共同体異分子の処遇における法的手続きを軽視した警察主導の措置に対するリーチュのこうした批判は、審理の公正さを確保するための条文の不備、即ち共同体異分子認定審査における当該者本人の出席や証人喚問、専門家による鑑定、弁護人による支援、上訴手段の欠如を指していた。リーチュが取り分け強く批判したのは、担当の係官が当該者本人と直接面接する必要もなく書類上の審査のみで決定を下すという手続きであった。更にそれに加え、こうした手続きを経て警察によって下された決定に対して、あたかも刑事裁判の判決と同等な意義が与えられることに対する司法当局としての憤りであった。³²

VIII. 1941 年 3 月 27 日付け内務省案

8.1 修正内容：ヴェルナーは 3 月 21 日の懇談会の結果を受け、3 月 27 日には法案に対して更なる修正を加え、4 月初めには関連する官庁に対してそれを示していた。³³ 前案の条文配置の変更や共同体異分子の定義に関わる第 2 条の表現などを中心とした大幅な変更を特徴とするこの新たな修正案からは、注目すべき幾つかの重大な変更が読み取れる。その主要なものを挙げれば以下のよう

³⁰ 3 月 21 日のメモ。(BArch. fol. 103)

³¹ 同上、および Ayaß (1998), 273 頁参照。

³² こうして行なわれた 3 月 21 日の懇談会では、最後にハイドリヒが翌週半ばにこの法律案が公開されることが伝えられた。(BArch. fol. 100-102 参照)

³³ 本稿巻末資料 7 参照。ヴェルナーはこの新たな修正案の提示に際し、それが総統代理の賛同を得たものであり、今後閣議に提出されると説明していた。(BArch. fol.108 参照)

になる：

8.1.1 法律本編に関して

－ 「草案」の削除：この修正案では一執行命令も含め「草案」(Entwurf)という文字が削除され、「共同体異分子の処遇に関する法律」となっていた。それは、これまで法務省を中心とする関係省庁との間で幾度となく行なわれた懇談会や書簡の往復を経て、今やこの法律に関する議論が最終段階に至ったと理解するヴェルナーの認識の表れであった。

－ 第1条：この法律の目的を述べたこの条文に「警察の措置により」(durch polizeiliche Maßnahmen)という表現を追加し、この法律に基づいて共同体異分子に対してとられる措置が警察主導のものであることを明文化している。

－ 第2条：共同体異分子として認定される該当範囲それ自体には大幅な変更は加えられてはいなかったが、その表現には大きな修正がなされた。

－ 第3：ハイドリヒとの懇談会においてリーチュが修正を求めていた箇所³⁴がこの新たな案では削除されている。即ち、リーチュの要求が取り入れられていた。

－ 第6：「労働・教育収容所」が、警察が管理する「労働教育・改善収容所」に変更。これにより警察の主導性が明確化された。

－ 第3条3項：保護連盟の施設内での監視以上に厳しい措置が必要な場合にとられる措置に関し、共同体異分子の収容先の選択肢が、警察が管理する「労働教育収容所、改善収容所、強制保護収容所、少年保護収容所」と変更されただけでなく、この移送が「警察当局」の決定によりなされることが明記され、権限の所在が明文化された。

－ 第6条：第3条3項などに基づき保護連盟施設から警察が管理する施設に移送された共同体異分子は、そこでの収容費用を自ら負担しなければならないことが明記された。即ち、被収容者は労働を通して施設内での生活費を負担することが求められ、結果として施設内での厳しい労働を正当化する法的根拠が設けられることになった。

－ 第7条2項：この法律を補完する細則の作成には「ドイツ帝国少年指導者」も加わることが追加された。これは未成年の共同体異分子の存在が軽視できない状況にあったことを意味していた。

³⁴ 即ち、„oder gegen eine sonstige zur Ordnung der Volksgemeinschaft durch ein Gesetz festgelegte Pflicht verstossen“ という表現。

一 署名欄：労働大臣、財務大臣を追加。これは即ち、警察管理下の施設における労働力としての被收容者の意義の増加と、国家財政・経済における彼らの重要性の高まりの反映であった。

8.1.2 執行命令に関して

一 法務省側がハイドリヒに対して求めていた要求、即ち実際に当該の「共同体異分子」と関わる係官の責任の明確化は、一ハイドリヒが望んでいたように一法律には盛り込まず「布告」という形において処理されることになった。それはまた現場警察官の独断を避けるために、執行命令第1条において、收容施設への移送に関しては国家保安本部局の「確認」(Bestätigung)を必要とする、という規定を盛り込むことで対処されていた。

一 これまではこの法律を受けて共同体異分子の処遇を執行する機関として「国家刑事警察局」が挙げられていたが、この修正案では收容期間の決定権を含め、すべて「保安警察」(Sicherheitspolizei)と変更されていた。(第1条他)これは共同体異分子の処遇における治安政策的な意義を考慮する姿勢を反映したものであった。

一 第5条2項：民族共同体への再編入の可能性に関する判断における、保護教育機関や後見裁判所の関与を認めた。これは先の懇談会においてハイドリヒに対してリーチュが強く求めた要求への配慮である。

一 署名欄に法務大臣を追加：前案では内務大臣だけであった署名欄に法務大臣を加えたことは、この法律に基づく措置が裁判所、即ち司法権を軽視した警察主導の措置であると糾弾するリーチュの批判をかわそうとした修正であるとも考えられるが、しかしそれ以上に、実質的に警察主導の措置を表明しているこの執行命令に法務大臣の署名を加えるという行為はこの事実を司法当局に認識させ、容認させようとする行為であった。即ちこの署名は、共同体異分子に対する処遇に関して司法当局が警察に対して権限を移譲するという確約書の意味をも担い、本来法務省にとってそれは屈辱的な署名であった。こうしてこの法案が成立すれば、この問題に関して司法当局は全面的に警察の支配下におかれることになったのである。

8.2 関連部局の見解：こうした修正内容を含むこの法律と執行命令案に対しては、関連する省庁からのさまざまな見解が寄せられた。法務省は取り分け警察による監視措置に関する執行命令第4条の修正を求めていた。それに対してヴ

エルナーは、執行命令第4条を修正し、警察による監視措置が無罪判決を受けた者すべてに対してなされる措置ではないことを明確化するとの見解を述べていた。³⁵

国家保安本部長からは参事官ナイファントがリーチュに対して譲歩を求める要求を提出していた。それは第2条1項7の保安・改善施設への収容措置（Sicherung und Besserung）に関する要求であった。即ち、保安・改善収容命令の権限の移譲を要請していた保安本部長は、それを新たな案に盛り込むか、あるいはそれと引き換えにそれまで司法機関の管轄であった労役所と保安拘禁（Sicherungsverwahrung）の執行権を保安本部長に移譲するという二者択一を迫る提案を行なっている。即ち後者の要求は、刑期終了者を保安本部長主導の下で警察当局に移送し、その後は共同体異分子処遇法に沿っての処遇が可能となるよう刑法42条dを改正するよう求めるものであった。それは裁判所にとっては刑期終了者に対して労役所収容あるいは保安拘禁収容の命令を下す権限を保安本部長に対して手放すことを意味していた。³⁶

これに対してリーチュは、戦争が行なわれている間は現行の法的状況に変更を加え、あるいはこの問題を抜本的に討議することはまったく不可能であると伝えていた。即ち、保安・改善収容命令措置は刑法改革と密接に結びついているために、刑法改革全体との関連なしで決定することは好ましくないこと、またその執行権の変更は戦時経済的にも不利益をもたらし、現況では認められない旨をナイファントおよびヴェルナーに対して回答していた。³⁷

このように法務省と保安本部長との間に生じた、自由の剥奪によって行なわれる保安・改善収容命令の権限をめぐる新たな意見の対立（„Streitigkeit über die Zuständigkeit für die mit Freiheitsentziehung verbundenen Maßregeln der Sicherung und Besserung“）³⁸が表面化する中で、5月中旬においてもこの修正案はいまだに内務省の手を離れず、内部で検討がなされていた。即ち、内務大臣フリック自身が多くの修正を求め、しかもそれが技術的な側面以上の問題を

³⁵ キュマーライン（4月2日）およびリーチュ（4月4日）のメモ。（BArch. fol. 108 参照）

³⁶ 労役所と保安拘禁の執行権を警察に移すという考えはヴェルナーもまたリーチュに対し内々にその可能性を尋ねていた。しかしナイファントに比べヴェルナーの姿勢ははるかに弱いものであった。即ち、法務省がこの考えに全面的に反対する場合には警察はこの要請を行なわないと述べていた。（41年4月9日付けのリーチュのメモ。BArch. fol. 117 参照）

³⁷ 41年5月7日付けの書簡。（BArch. fol. 118-120 参照）

³⁸ BArch. fol. 120 参照。

含んでいたためであった。しかし同時に内務省はこの時点においてすでに大臣フリックの希望によりこの法律に付する理由書の作成に取りかかり、最終的な調整を行ない、早期成立を目指していた。しかしそれとは逆に、法務省側はこの法律の成立は遠い先のことであるとの認識を抱いていた。³⁹ こうした両者の対応や認識の違いは、法律の早期成立により共同体異分子の処遇における実質的な権限を確保しようとする内務省と、現状の法体系を可能な限り維持し、この問題における地位を維持しようとする法務省の意識面での緊張関係の表れでもあった。

しかし遂に 1941 年 6 月、内務大臣フリックは官房長官ラマースに対して法案と理由書 45 部を送付し、閣議決定を行なうよう要請した。こうして「共同体異分子法」をめぐる議論は水面下での個別の関連省庁の問題から、政府全体の問題へと議論の舞台を変えていくことになる。(続)

³⁹ 41 年 5 月 15 日付けキューマールラインのメモ。このメモは 5 月 23 日にフライスラー、リーチュに伝えられた。その際にはまた、フリックの要請により旧案第 1 条条文が今後は法律の前文として置かれることが伝えられた。(BArch. fol. 121、また 117 参照)

資料 4

1941年1月10日付の内務省修正原案⁴⁰

Entwurf eines Gesetzes über die Behandlung Gemeinschaftsfremder

§ 1.

(略)

§ 2.

Gemeinschaftsfremde im Sinne des Gesetzes sind:

- 1.) Personen, die gewohnheitsmässig ihren Lebensunterhalt nicht auf ordnungsgemässe Weise erwerben und dadurch gegen ihre Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstossen.
- 2.) Arbeitsfähige, die trotz einer ihnen gebotenen Arbeitsmöglichkeit ihren Lebensunterhalt nicht aus eigenem Verdienst bestreiten und dadurch gegen ihre Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstossen. (旧 § 2-3 の修正)
- 3.) Personen, die durch ihre Lebensführung andere Volksgenossen in sittlicher Hinsicht gefährden und dadurch gegen ihre Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstossen. (旧 § 2-4 の修正)
- 4.) Entlassene aus Vollzugsanstalten der Reichsjustizverwaltung und aus Arbeits- und Erziehungslagern der Polizei, die nicht nachweisen können, daß sie sich nach ihrer Entlassung ernsthaft bemüht haben, in geordnete Verhältnisse zurückzukehren. (旧 § 2-5 の修正)
- 5.) Strafgefangene, deren Strafzeit abgelaufen und gegen die auch keine Maßregel der Sicherung und Besserung angeordnet worden ist, die aber nach Überzeugung der Vollstreckungsbehörde als ungebessert angesehen werden müssen.
- 6.) Minderjährige, bei denen die Fürsorgeerziehung nicht angeordnet oder aufrecht erhalten werden kann, weil sie offenbar keine Aussicht auf Erfolg

⁴⁰ 1941年1月10日の懇談会において提示。第7条は内務省第一次案における最終条文第6条の後に付置されていた指示書きを修正し、条文化したものである。(BArch. fol. 59-61 参照) 紙数の関係から以下の資料においては前案に対して大幅な修正が加えられた条文を中心に掲げ、それ以外は省略した。(取り分け下線部に大きな変更が加えられた)

bietet, oder aus anderen Gründen, die in der Person des Minderjährigen liegen, unausführbar ist.

§ 3.

- (1) Die Polizeibehörde überwacht Gemeinschaftsfremde und überweist sie den Landesfürsorgeverbänden, wenn Überwachungsmaßnahmen nicht ausreichen. Erfordert die Person eines Gemeinschaftsfremden eine schärfere Bewachung, als sie in den Anstalten der Landesfürsorgeverbände gewährleistet ist, so tritt an Stelle der Überweisung an die Landesfürsorgeverbände die Unterbringung in einem polizeilichen Arbeits- und Erziehungslager.
- (2) Die Zuständigkeit der Strafgerichte wird durch die Bestimmung des § 3 Abs. 1 nicht berührt.
- (3) Hat ein Strafgericht eine Person wegen erwiesener Unschuld oder wegen mangelnder Beweise freigesprochen, so kann wegen desselben Sachverhalts eine Anordnung gemäß § 3 Abs. 1 nicht getroffen werden.

§ § 4.-5.

(略)

§ 6.

- (1) Die Kosten der Unterbringung der den Landesfürsorgeverbänden gemäß § 3 Abs. 1 überwiesenen Personen tragen die Landesfürsorgeverbände, in deren Bezirk der Gemeinschaftsfremde aufgegriffen wird.
- (2) (略)⁴¹
- (3) Soweit den Landesfürsorgeverbänden für den erstmaligen Neubau und für die Erweiterung von Anstalten Kosten erwachsen, beteiligt sich das Reich an diesen Kosten zur Hälfte.

§ 7.

Der Reichsminister des Innern erlässt die zur Durchführung und Ergänzung dieses Gesetzes erforderlichen Rechts- und Verwaltungsvorschriften im Einvernehmen mit den zuständigen Reichsministern.

⁴¹ 旧案の „Ausführungsvorschriften“ を „Durchführungsvorschriften“ に修正。

資料 5

1941年 2 月上旬案⁴²**Entwurf eines Gesetzes über die Behandlung Gemeinschaftsfremder**

Die Reichsregierung hat folgendes Gesetz beschlossen, das hiermit verkündet wird:

§ 1

(略)

§ 2

Gemeinschaftsfremde im Sinne des Gesetzes sind:

- 1.) (略)
- 2.) (略)
- 3.) Personen, die sich in einer gegen das gesunde Volksempfinden verstossenden Weise hartnäckig einer gesetzlichen Unterhaltspflicht entziehen, so dass der notwendige Lebensbedarf des Unterhaltsberechtigten erheblich gefährdet ist.
- 4.) Personen, die infolge ihrer Rauschgift- oder Trunksucht sich oder andere gefährden und dadurch gegen ihre Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstossen.
- 5.) Personen, die infolge ihrer verbrecherischen Triebe oder Neigungen die Volksgemeinschaft gefährden.
- 6.) Personen, die im Strafverfahren durch die Strafgerichte der Polizeibehörde überstellt werden.
- 7.) (略 : 旧第 4 号)⁴³

⁴² BArch. fol.65-68. 1941年 1 月 30 日にヴェルナーがリーチュに示した案はこれとは一部異なっていた。重要な相違を挙げれば、例えば 1 月案では :

— 第 3 条末 : „ [...] Arbeits- und Erziehungslager] oder einem polizeilichen Jugendschutzlager“ が追加された

— 第 7 条 : „ § 7 Der Reichsminister des Innern erläßt die zur Durchführung und Ergänzung dieses Gesetzes erforderlichen Rechts- und Verwaltungsvorschriften im Einvernehmen mit den zuständigen Reichsministern./ Der Reichsminister des Innern erläßt, soweit die Bestimmungen dieses Gesetzes in den Reichsgauen der Ostmark nicht unmittelbar Anwendung finden können, die erforderlichen Durchführungsbestimmungen im Einvernehmen mit dem Reichsjustizminister. “ となっていた。

— 執行命令第 2 条 1 : „ , abgesehen von der Überwachung,“ が削除。(BArch. fol. 84-89 参照)

⁴³ 旧案 „Erziehungslagern“ の後に „sowie Jugendschutzlagern“ が追加された。

- 8.) Strafgefangene, deren Strafzeit abgelaufen und gegen die auch keine Massregel der Sicherung und Besserung angeordnet worden ist, bei denen aber nach Überzeugung der Vollstreckungsbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft noch nicht zu erwarten ist. (旧第5号)
- 9.) Jugendliche, die zu bestimmter oder unbestimmter Strafe verurteilt worden sind und bei denen nach Überzeugung der Vollstreckungsbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft noch nicht zu erwarten ist.
- 10.) Minderjährige, für die Fürsorgeerziehung nicht angeordnet oder aufrecht erhalten werden kann.

§ 3

(略)⁴⁴

§ 4

(1) Die Landesfürsorgeverbände haben die ihnen gemäss § 3 überwiesenen Personen in geeigneten Anstalten unterzubringen.⁴⁵ Sie führen diese Aufgabe als staatliche Aufgabe nach Anweisung durch.

(2) (略)

§ 5

Gemeinschaftsfremde, bei denen ein für die Volksgemeinschaft unerwünschter Nachwuchs zu erwarten ist, sind unfruchtbar zu machen.

§ 6

(1) (略)⁴⁶

(2) (略)

(3) (略)

§ 7

(1) Der Reichsminister des Innern regelt im Einvernehmen mit dem Reichsminister der Justiz die Abgrenzung der Massnahmen nach § 3 gegenüber der Strafrechtspflege und der Fürsorgeerziehung.

(2) (略 : 旧 § 7)

⁴⁴ 最後に „oder einem polizeilichen Jugendschutzlager“ を追加。

⁴⁵ この „unterzubringen“ は旧案では „zu verwahren“ となっていた。この語句の修正は施設への収容措置に対する刑事罰的な印象を弱めようとしたものである。

⁴⁶ 最後に „oder die Vollstreckungs- oder Fürsorgeerziehungsbehörde (§ 2 Ziff. 8-10) ihren Sitz hat“ が追加された。

- (3) Der Reichsminister des Innern erlässt, soweit die Bestimmungen dieses Gesetzes in den Reichsgauen der Ostmark nicht unmittelbar Anwendung finden können, die erforderlichen Durchführungsbestimmungen im Einvernehmen mit dem Reichsjustizminister.

Berlin, den

Der Führer und Reichskanzler

Der Vorsitzende des Ministerrats für die Reichsverteidigung

Der Reichsminister des Innern

Der Reichsminister der Justiz

Der Stellvertreter des Führers

Der Reichsminister und Chef der Reichskanzlei

Entwurf einer Durchführungsverordnung zum Gesetz über die Behandlung Gemeinschaftsfremder

Auf Grund des § 7 des Gesetzes über die Behandlung Gemeinschaftsfremder vom (RGBl. I S ...) wird im Einvernehmen mit dem Reichsminister der Justiz bestimmt.⁴⁷

§ 1

(略)⁴⁸

§ 2

- (1) Die Zuständigkeit der Strafgerichte wird durch die Bestimmungen des § 3 des Gesetzes nicht berührt. Hat ein Strafgericht eine Person wegen erwiesener Unschuld oder wegen mangelnder Beweise freigesprochen, so kann, abgesehen von der Überwachung, wegen desselben Sachverhalts eine

⁴⁷ 前稿卷末資料 3 (40-41 頁) 参照。

⁴⁸ 第 2 項において、旧案が収容先を「警察が管理する改善収容所」(in einem polizeilichen Besserungslager)としていたのに対し修正案は「警察が管理する労働・教育収容所あるいは少年保護収容所」(in einem polizeilichen Arbeits- und Erziehungslager oder einem polizeilichen Jugendschutzlager)と修正している。

Anordnung gem. § 3 des Gesetzes nicht getroffen werden.

- (2) Die Anordnung der Fürsorgeerziehung gem. § 63 Abs. 1 und 3 des Reichsgesetzes für Jugendwohlfahrt vom 9.7.1922 (RGBl. I S.633) in der Fassung der Verordnung über Jugendwohlfahrt vom 4.11.1932 (RGBl. I S.522) geht den nach § 3 des Gesetzes zulässigen Maßnahmen vor. Maßnahmen nach § 3 des Gesetzes sind daher nur gegen Minderjährige zulässig,
- a) bei denen die Fürsorgeerziehung wegen Erreichung des 18. oder 19. Lebensjahres nicht möglich ist (§ 63 Abs. 1 u. 3 JWG.),
 - b) bei denen die Fürsorgeerziehung nach Erklärung der Fürsorgeerziehungsbehörde nicht in Betracht kommt, weil sie keine Aussicht auf Erfolg bietet. (§ 63 JWG.)
 - c) bei denen die Fürsorgeerziehung nicht über das 19. Lebensjahr aufrecht erhalten wird und bei denen nach Überzeugung der Fürsorgeerziehungsbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft noch nicht zu erwarten ist (§ § 72, 72a JWG),
 - d) die aus der Fürsorgeerziehung wegen Unausführbarkeit aus Gründen, die in ihrer Person liegen, insbesondere wegen erheblicher geistiger oder seelischer Regelwidrigkeiten, entlassen werden (§ 73 JWG.).
- (3) Abkömmlinge von Gemeinschaftsfremden kann die Polizeibehörde auch überwachen, wenn die Voraussetzungen des § 2 Ziff. 10 des Gesetzes nicht erfüllt sind. Bei Personen, die als Jugendliche oder Minderjährige gem. § 2 Ziff. 9 u. 10 des Gesetzes gemeinschaftsfremd geworden sind, können die Maßnahmen nach § 3 des Gesetzes aufrecht erhalten werden, auch wenn sie nicht mehr jugendlich oder minderjährig sind.

§ 3 (旧案 § 2-1 の修正)

Die Entscheidung über die Unfruchtbarmachung gemäß § 5 des Gesetzes treffen die Erbgesundheitsgerichte nach den Bestimmungen des Gesetzes zur Verhütung erbkranken Nachwuchses vom 14.7.1933 (RGBl. I S.521 [sic !]) mit folgender Maßgabe:

- 1.) Antragsberechtigt sind auch die Leiter der im § 3 des Gesetzes erwähnten Anstalten der Landesfürsorgeverbände und der polizeilichen Arbeits- und Erziehungslager sowie das Reichskriminalpolizeiamt.
- 2.) Die Entscheidung, ob eine Person gemeinschaftsfremd ist, trifft das

Reichskriminalpolizeiamt. Diese Entscheidung wird schriftlich erteilt und ist für das Erbgesundheitsgericht bindend.

- 3.) Das Erbgesundheitsgericht soll zur mündlichen Verhandlung einen Vertreter der Reichskriminalpolizei zuziehen.

§ 4

(=旧案 § 3 : 略)

§ 5

(=旧案 § 4 : 略)

Berlin, den

Der Reichsminister des Innern

資料 6

1941年 2月26日付け案⁴⁹

Entwurf eines Gesetzes über die Behandlung Gemeinschaftsfremder

Die Reichsregierung hat folgendes Gesetz beschlossen, das hiermit verkündet wird:

§ 1

(略)

§ 2

(1) Gemeinschaftsfremde im Sinne des Gesetzes sind:

- 1.) (略)
- 2.) (略)
- 3.) Personen, die in einer gegen das gesunde Volksempfinden verstossenden Weise hartnäckig sich einer gesetzlichen Unterhaltspflicht entziehen oder gegen eine sonstige zur Ordnung der Volksgemeinschaft durch ein Gesetz festgelegte Pflicht verstossen.
- 4.) (略)⁵⁰
- 5.) Personen, die durch ihre Straftaten, deretwegen sie verurteilt worden sind, als Neigungs- oder Triebverbrecher gekennzeichnet werden und durch ihr weiteres Verhalten besorgen lassen, daß sie auch künftig solche Straftaten begehen werden.
- 6.) (略=旧条文 7)
- 7.) (略=旧条文 8)

(2) Gemeinschaftsfremd im Sinne des Gesetzes ist auch, wer außer den in Absatz 1 genannten Fällen in einer gegen das gesunde Volksempfinden verstossenden Weise hartnäckig gegen die ihm gegenüber der Volksgemeinschaft obliegenden Pflichten verstösst und dadurch befürchten lässt, daß er bei Fortsetzung seines Verhaltens eine gemeine Gefahr bildet.

(3) Minderjährige sind als Gemeinschaftsfremde nur anzusehen,

⁴⁹ BArch. fol. 91-98 参照。資料 5 に対して修正が全く加えられていない、あるいは修正が大幅ではない場合には省略。

⁵⁰ 旧条文の „Rauschgiftoder Trunksucht“ が „Rauschgiftinsbesondere Trunksucht“ に修正。

- 1) wenn für sie die Fürsorgeerziehung nicht angeordnet oder aufrecht erhalten werden kann und nach Überzeugung der Erziehungsbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft nicht zu erwarten ist,
- 2) wenn sie zu bestimmter oder unbestimmter Strafe verurteilt worden sind, gegen sie eine Massregel der Sicherung und Besserung nicht angeordnet worden ist und bei ihnen nach Überzeugung der Justizbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft noch nicht zu erwarten ist

§ 3

- (1) Die Polizeibehörde überwacht Gemeinschaftsfremde.
- (2) Reichen Überwachungsmaßnahmen nicht aus, so überweist die Polizeibehörde Gemeinschaftsfremde den Landesfürsorgeverbänden.
- (3) Erfordert die Person eines Gemeinschaftsfremden eine schärfere Bewachung, als sie in den Anstalten der Landesfürsorgeverbände gewährleistet ist, so tritt an Stelle der Überweisung an die Landesfürsorgeverbände die Unterbringung in einem polizeilichen Arbeits- und Erziehungslager oder einem polizeilichen Jugendschutzlager.

§ § 4-5

(略)

§ 6

- (1) Die Kosten der Unterbringung trägt der Landesfürsorgeverband, der den ihm gemäß § 3 Absatz 2 überwiesenen Gemeinschaftsfremden unterbringt. Streitigkeiten über die Pflicht zur Unterbringung und Tragung der Kosten entscheidet der Reichsminister des Innern. Er kann die Pflicht des Landesfürsorgeverbandes zur Unterbringung und Tragung der Kosten abweichend von diesem Gesetz regeln.
- (2) Für die Kosten der Unfruchtbarmachung gemäß 5 gilt § 13 Abs. 2 des Gesetzes zur Verhütung erbkranken Nachwuchses vom 14. 7. 1933 (RGBl. I S.529) und die hierzu erlassenen Durchführungsvorschriften. Im Falle der Hilfsbedürftigkeit trägt der Landesfürsorgeverband, der verpflichtet ist, die Kosten der Unterbringung zu tragen, auch die Kosten der Unfruchtbarmachung
- (3) (略)

§ 7

(略)⁵¹

(以下、日付・署名欄：略)

**Entwurf einer Durchführungsverordnung zum Gesetz über die Behandlung
Gemeinschaftsfremder**

Auf Grund des § 7 des Gesetzes über die Behandlung Gemeinschaftsfremder vom (RGBl. I S ...) wird im Einvernehmen mit dem Reichsminister der Justiz bestimmt:

§ 1

(1) (略)

(2) Das Reichskriminalpolizeiamt ordnet die Überweisung an die Landesfürsorgeverbände oder die Unterbringung in einem polizeilichen Arbeits- und Erziehungslager oder einem polizeilichen Jugendschutzlager an und bestimmt in beiden Fällen die Dauer der Unterbringung. Die Überweisung erfolgt an denjenigen Landesfürsorgeverband, in dessen Bezirk die für den Überweisungsfall zuständige Kriminalpolizeileitstelle oder Kriminalpolizeistelle ihren Sitz hat. Der Landesfürsorgeverband kann die Freilassung der in Anstalten untergebrachten Personen beantragen. Über den Antrag entscheidet das Reichskriminalpolizeiamt.

(3) Die Kriminalpolizeileitstellen und die Kriminalpolizeistellen können Gemeinschaftsfremde bis zur Entscheidung durch das Reichskriminalpolizeiamt vorläufig den Landesfürsorgeverbänden überweisen oder vorläufig unterbringen. Für die Zuständigkeit der Landesfürsorgeverbände gilt Absatz 2 Satz 2 entsprechend.

(4) § 6 des Gesetzes findet auch auf die vorläufige Überweisung Anwendung.

⁵¹ 第1項末：„Fürsorgeerziehung“を „öffentlichen Jugendhilfe“ に修正。

§ 2

- (1) Die Zuständigkeit der Strafrechtspflege wird durch die Bestimmungen des § 3 des Gesetzes nicht berührt. Hat ein Strafgericht eine Person wegen erwiesener Unschuld oder wegen mangelnden Beweises freigesprochen, so kann wegen desselben Sachverhalts eine Anordnung gemäß § 3 des Gesetzes nicht getroffen werden. Ist die Freisprechung wegen mangelnden Beweises erfolgt, so sind Überwachungsmaßnahmen zulässig. Hat ein Strafgericht eine Person verurteilt, so sollen nach Ablauf der Strafzeit unbeschadet des § 2 Absatz 1 Ziffer 7 und Absatz 2 Ziffer 2 des Gesetzes wegen desselben Sachverhalts andere Anordnungen als Überwachungsmaßnahmen nicht getroffen werden.
- (2) Die Anordnung der Fürsorgeerziehung gemäß § 63 Absatz 1 und 3 und § 67 des Reichsgesetzes für Jugendwohlfahrt vom 9.7.1922 (RGBl. I S.633) in der Fassung der Verordnung über Jugendwohlfahrt vom 4.11.1932 (RGBl. I S.522) geht einer Überweisung oder Unterbringung nach § 3 des Gesetzes vor. Überweisung oder Unterbringung nach § 3 des Gesetzes ist daher nur gegen Minderjährige zulässig,
- a) (略)
 - b) bei denen die Fürsorgeerziehung nicht in Betracht kommt, weil sie keine Aussicht auf Erfolg bietet. (§ 63 JWG.),
 - c) bei denen die Fürsorgeerziehung nicht über das 19. Lebensjahr aufrecht erhalten wird (§ § 72, 72a JWG),
 - d) (略)
- (3) Minderjährige Abkömmlinge von Gemeinschaftsfremden, bei denen zu befürchten ist, daß sie selbst gemeinschaftsfremd werden, kann die Polizeibehörde auch überwachen, wenn die Voraussetzungen des § 2 Absatz 2 Ziffer 1 [sic !] des Gesetzes nicht erfüllt sind. Bei Personen, die als Jugendliche oder Minderjährige gemäß § 2 Absatz 2 des Gesetzes gemeinschaftsfremd geworden sind, können die Maßnahmen nach § 3 des Gesetzes aufrecht erhalten werden, auch wenn sie nicht mehr jugendlich oder minderjährig sind.
- (4) Erziehungsbehörde im Sinne des § 2 Absatz 2 Ziffer 1 des Gesetzes ist das Landesjugendamt. Das Landesjugendamt bedarf zur Abgabe der Erklärung, daß

eine Eingliederung eines Minderjährigen in die Volksgemeinschaft nicht zu erwarten ist, der Verständigung des Vormundschaftsgerichts. In Fällen, in denen ein sofortiges polizeiliches Einschreiten erforderlich ist, können die Kriminalpolizeileitstellen und die Kriminalpolizeistellen Minderjährige bis zur Erklärung des Landesjugendamts den Landesfürsorgeverbänden vorläufig überweisen. Für die Zuständigkeit gilt § 1 Absatz 2 Satz 2 entsprechend.

§ § 3-5

(略)

(以下、日付・署名欄：略)

資料 7

1941年3月27日案⁵²**Gesetz über die Behandlung Gemeinschaftsfremder**

Die Reichsregierung hat folgendes Gesetz beschlossen, das hiermit verkündet wird:

§ 1

Gemeinschaftsfremde, die durch ihr Verhalten die Volksgemeinschaft schädigen, können durch polizeiliche Maßnahmen dieser wieder als nützliche Glieder zugeführt oder an einer weiteren Schädigung der Volksgemeinschaft gehindert werden.

§ 2

(1) Gemeinschaftsfremd im Sinne des Gesetzes ist:

- 1.) wer gewohnheitsmässig seinen Lebensunterhalt nicht auf ordnungsgemässe Weise erwirbt und dadurch gegen seine Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstösst;
- 2.) wer, obwohl er arbeitsfähig ist, trotz ihm gebotener Arbeitsmöglichkeit seinen Lebensunterhalt nicht aus eigenem Verdienst bestreitet und dadurch hartnäckig gegen seine Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstösst;
- 3.) wer sich in einer gegen das gesunde Volksempfinden verstossenden Weise hartnäckig einer gesetzlichen Unterhaltspflicht entzieht;
- 4.) wer infolge Rauschgift-, insbesondere Trunksucht sich oder andere gefährdet und dadurch gegen seine Verpflichtung gegenüber der Volksgemeinschaft verstösst;
- 5.) wer wegen Straftaten verurteilt worden ist, die ihn als Neigungs- oder Triebverbrecher kennzeichnen, und durch sein weiteres Verhalten besorgen lässt, daß er auch künftig solche Straftaten begehen wird;
- 6.) wer aus Vollzugsanstalten der Reichsjustizverwaltung und aus Arbeitserziehungs-, Besserungs- und Bewahrungs- sowie Jugendschutzlagern der Polizei entlassen worden ist und nicht nachweisen kann, daß er sich nach

⁵² BArch. fol.109-116. 日付に関してはAyaß (1998), 273 頁参照。資料6と同一あるいは重大な修正がない条文は紙数の都合上省略した。特に下線箇所に大きな変更が加えられた。

seiner Entlassung ernsthaft bemüht hat, in geordnete Verhältnisse zurückzukehren;

7.) wer nach Verbüßung einer Strafe, ohne daß gegen ihn eine Maßregel der Sicherung und Besserung angeordnet worden ist, nach Überzeugung der zuständigen Justizbehörde eine Eingliederung in die Volksgemeinschaft noch nicht erwarten läßt.

(2) (略)⁵³

(3) (略)⁵⁴

§ 3

(1) Gemeinschaftsfremde werden durch die Polizeibehörde überwacht.

(2) (略)

(3) Erfordert die Person eines Gemeinschaftsfremden eine schärfere Bewachung, als sie in den Anstalten der Landesfürsorgeverbände möglich ist, so bringt ihn die Polizeibehörde in einem polizeilichen Arbeitserziehungs-, einem polizeilichen Besserungs- und Bewahrungs- oder einem polizeilichen Jugendschutzlager unter.

§ 4

(1) Die Landesfürsorgeverbände haben die ihnen gemäss § 3 Abs. 2 überwiesenen Gemeinschaftsfremden auf ihre Kosten in geeigneten Anstalten unterzubringen. Sie führen diese Aufgabe als staatliche Aufgabe nach Anweisung durch.

(2) (略)⁵⁵

(3) (略=旧 § 6 (3))

§ 5

(1) (略=旧 § 5)

(2) (略=旧 § 6 (2))

§ 6

Der Gemeinschaftsfremde hat die Kosten seiner Unterbringung nach § 3 Abs. 3

⁵³ 旧案の最後に „oder infolge seiner ungeordneten Lebensführung der Allgemeinheit dauernd zur Last fällt.“ が追加された。

⁵⁴ 第1項: „nicht zu erwarten ist“ を „nicht oder noch nicht zu erwarten ist“ に修正。また、第2項: „gegen sie“ 及び „bei ihnen“ を削除。

⁵⁵ „Abs. 1“ を „Abs. 1 Satz 1“ に修正。

oder § 4 Abs.1 Satz 1 zu erstatten.

§ 7

(1) (略)

(2) (略)⁵⁶

(3) Das Gesetz gilt mit Ausnahme des § 5 auch in den eingegliederten Ostgebieten. Der Reichsminister des Innern bestimmt den Zeitpunkt, von dem ab auch § 5 in den eingegliederten Ostgebieten gilt.

(以下、日付署名欄：略)⁵⁷

Durchführungsverordnung zum Gesetz über die Behandlung Gemeinschaftsfremder.

Auf Grund des § 7 des Gesetzes über die Behandlung Gemeinschaftsfremder vom (RGBl. I S) wird bestimmt.

§ 1

(1) Die Durchführung des § 3 des Gesetzes obliegt der Sicherheitspolizei.

(2) Die Überweisung an den Landesfürsorgeverband oder die Unterbringung in einem polizeilichen Arbeitserziehungs-, Besserungs- und Bewahrungs- oder Jugendschutzlager bedarf der Bestätigung durch das Reichssicherheitshauptamt, das auch die Dauer der Unterbringung durch den Landesfürsorgeverband oder die Polizeibehörde bestimmt

§ 2

(1) Im Falle des § 3 Abs. 2 des Gesetzes überweist die zuständige Dienststelle der Sicherheitspolizei den Gemeinschaftsfremden dem Landesfürsorgeverband, in dessen Bezirk sie ihren Sitz hat. Dieser Landesfürsorgeverband hat den Gemeinschaftsfremden gemäß § 4 Abs. 1 und 2 des Gesetzes unterzubringen. Er trägt

⁵⁶ „im Einvernehmen mit den zuständigen Reichsministern“ を „im Einvernehmen mit den beteiligten Reichsministern und dem Jugendführer des Deutschen Reiches“ に修正。

⁵⁷ 署名欄に労働大臣と財務大臣が追加された。

die Kosten dieser Unterbringung. Zweifelsfragen über die Pflicht zur Unterbringung und Tragung der Kosten entscheidet der Reichsminister des Innern; seine Entscheidung ist für die Gerichte und die Verwaltungsbehörden bindend. Der Reichsminister des Innern kann die Pflicht der Landesfürsorgeverbände zur Unterbringung und Tragung der Kosten im Verhältnis zueinander abweichend von Satz 2 und 3 regeln.

- (2) Der Landesfürsorgeverband kann die Freilassung eines ihm Überwiesenen beantragen. Über den Antrag entscheidet das Reichssicherheitshauptamt. (= 旧 § 1 (2) の一部を修正)

§ 3 (旧 § 1 (3) の修正)

Die Dienststellen der Sicherheitspolizei können Gemeinschaftsfremde bis zur Entscheidung durch das Reichssicherheitshauptamt vorläufig den Landesfürsorgeverbänden überweisen oder selbst vorläufig unterbringen. § 2 dieser Verordnung und § 6 des Gesetzes gelten entsprechend.

§ 4 (旧 § 2 の追加・修正)

- (1) Die Zuständigkeit der Strafrechtspflege wird durch die Bestimmungen des § 3 des Gesetzes nicht berührt. Hat ein Strafgericht eine Person wegen erwiesener Unschuld oder wegen mangelnden Beweises freigesprochen, so kann wegen desselben Sachverhalts eine Anordnung gemäß § 3 Absatz 2 und 3 des Gesetzes nicht getroffen werden. Ist die Freisprechung wegen mangelnden Beweises erfolgt, so sind Überwachungsmaßnahmen zulässig. Hat ein Strafgericht eine Person verurteilt, so sollen nach Ablauf der Strafzeit unbeschadet des § 2 Absatz 1 Nr.7 und Absatz 3 Nr. 2 des Gesetzes wegen desselben Sachverhalts andere Anordnungen als Überwachungsmaßnahmen nicht getroffen werden.
- (2) Welche Justizbehörden im Sinne des § 2 Absatz 1 Nr.7 und Absatz 3 Nr.2 des Gesetzes zuständig sind, bestimmen der Reichsminister der Justiz, der Chef des Oberkommandos oder Wehrmacht und der Reichsführer-SS und Chef der Deutschen Polizei im Reichsministerium des Innern, jeder für seinen Geschäftsbereich.

§ 5

- (1) Die Anordnung der Fürsorgeerziehung gemäß § 63 Absatz 1 und 3 und § 67 des Reichsgesetzes für Jugendwohlfahrt vom 9.7.1922 (RGBl. I S.633) in der

Fassung der Verordnung über Jugendwohlfahrt vom 4.11.1932 (RGBl. I S.522), im Reichsgau Sudetenland, in den Reichsgauen der Ostmark und im Gebiet der bisherigen Freien Stadt Danzig gemäß den dort geltenden entsprechenden Vorschriften geht einer Überweisung oder Unterbringung nach § 3 des Gesetzes vor. Überweisung oder Unterbringung nach § 3 des Gesetzes ist nur gegen Minderjährige zulässig,

a.) bei denen die Fürsorgeerziehung wegen Erreichung des 18. oder 19.

Lebensjahres nicht möglich ist (§ 63 Abs. 1 und 3 JWG.),

b.) bei denen die Fürsorgeerziehung nicht in Betracht kommt, weil sie keine

Aussicht auf Erfolg bietet (§ 63 JWG.),

c.) bei denen die Fürsorgeerziehung nicht über das 19. Lebensjahr aufrecht er-

halten wird (§ § 72, 72a JWG.),

d.) die aus der Fürsorgeerziehung wegen Unausführbarkeit aus Gründen, die

in ihrer Person liegen, insbesondere wegen erheblicher geistiger oder seelischer Regelwidrigkeiten, entlassen werden (§ 73 JWG.). (旧 § 2 (2)

の修正)

(2) Die Erklärung der Erziehungsbehörde, daß eine Eingliederung des Minderjährigen in die Volksgemeinschaft nicht zu erwarten ist (§ 2 Absatz 3 Nr.1 des Gesetzes), gibt die Fürsorgeerziehungsbehörde ab, wenn die Fürsorgeerziehung nicht aufrecht erhalten werden kann, in den übrigen Fällen das Vormundschaftsgericht. Die Fürsorgeerziehungsbehörde bedarf zur Abgabe der Erklärung der Zustimmung des Vormundschaftsgerichts, das Vormundschaftsgericht der Zustimmung der Fürsorgeerziehungsbehörde. Lehnt das Vormundschaftsgericht die Abgabe der Erklärung ab oder versagt es die Zustimmung zu einer solchen Erklärung der Fürsorgeerziehungsbehörde, so steht der Fürsorgeerziehungsbehörde und der zuständigen Dienststellen der Sicherheitspolizei sofortige Beschwerde zu.

(3) Minderjährige Abkömmlinge von Gemeinschaftsfremden, bei denen zu befürchten ist, daß sie selbst gemeinschaftsfremd werden, können polizeilich auch überwacht werden, wenn die Voraussetzungen des § 2 Absatz 3 Nr. 1 des Gesetzes nicht erfüllt sind. Bei Minderjährigen können die Maßnahmen nach § 3 des Gesetzes aufrecht erhalten werden, auch wenn sie nicht mehr minderjährig sind. (旧 § 2 (3) の修正)

(4) In Fällen, in denen ein sofortiges polizeiliches Einschreiten erforderlich ist, können die Dienststellen der Sicherheitspolizei Minderjährige bis zur Erklärung der Fürsorgeerziehungsbehörde oder des Vormundschaftsgerichts den Landesfürsorgeverbänden vorläufig überweisen. § 2 gilt entsprechend.

§ 6 (旧 § 3 の修正)

Die Entscheidung über die Unfruchtbarmachung gemäß § 5 des Gesetzes treffen die Erbgesundheitsgerichte nach den Bestimmungen des Gesetzes zur Verhütung erbkranken Nachwuchses vom 14.7.1933 (RGBl. I S.529) mit folgender Maßgabe:

- 1.) Antragsberechtigt sind auch die Leiter der im § 3 des Gesetzes erwähnten Anstalten der Landesfürsorgeverbände und der polizeilichen Arbeits-erziehungs-, Besserungs- und Bewahrungslager sowie das Reichssicherheitshauptamt.
- 2.) Die Entscheidung, ob eine Person gemeinschaftsfremd ist, trifft unbeschadet des § 5 Absatz 2 das Reichssicherheitshauptamt. Diese Entscheidung wird schriftlich erteilt und ist für das Erbgesundheitsgericht bindend.
- 3.) Das Erbgesundheitsgericht soll zur mündlichen Verhandlung einen Vertreter der Sicherheitspolizei zuziehen.

§ 7 (旧 § 5 の修正)

Der Reichsminister des Innern kann Anstalten, die nach § 4 Absatz 2 des Gesetzes als geeignet bestimmt werden, Auflagen über die Art und Weise der erbpflegerischen Sichtung, der Erziehung und Verwahrung der Gemeinschaftsfremden machen. Er kann die Kostensätze für die Unterbringung festsetzen.

(以下、日付署名欄：略)⁵⁸

⁵⁸ 署名欄に法務大臣が追加された。